## マイナンバー制度がスタート
### 通知カード・個人番号カードが交付されます

社会保障や税制度の効率性と透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するためマイナンバー制度がスタートします。住民票を有する全ての人に12桁の個人番号(マイナンバー)を割り振るもので、来年1月1日から、段階的に税の手続きや年金・医療保険・雇用保険などの社会保障の手続きで利用が開始されます。

**通知カードの送付**　10月5日(月)からマイナンバーと住所・氏名・性別・生年月日を記載した通知カードが順次郵送されます

**個人番号カードの申請**　通知カードに同封された個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼って申請することにより、来年1月から個人番号カードが交付されます。このカードは、e-TAXなどの電子申請や身分証明書に利用できます

**その他**　それぞれのカードは初回に限り無料交付となります

**問い合わせ**　市民課市民戸籍係☎内線3125へ

通知カード（イメージ）

個人番号カード（イメージ）

（裏面）　（表面）

## 原動機付自転車オリジナルナンバープレートの交付をしています

**問い合わせ　税務課市民税係☎内線3144**

市制施行60周年を記念し、街のにぎわいの創出や市への愛着を深めていただくことを目的として作成された、オリジナルナンバープレート(原付二輪50cc以下、90cc以下、125cc以下の3区分)を交付しています。新規取得のほか、現在使用しているナンバーからの変更(付け替え)もできます。交付を希望する人は、手続きに必要な物をお持ちの上、税務課納税係で交付を受けてください。

※ナンバー変更後は、自賠責保険などの手続きが必要です

**交付場所**　税務課納税係

**手続きに必要な物**

**○新規取得の場合**　印鑑、販売(譲渡)証明書

**○ナンバー変更の場合**　印鑑、現在の車両に取り付けてあるナンバープレート

## ごみを出すときはマナーを守りましょう

**問い合わせ　環境課廃棄物係(東原庁舎内)☎内線77373**

ごみの区分と出し方については、次の項目に注意してください。

○ごみは、午前7時から8時30分までの間に住んでいる地区の決められたステーションに出してください

○ごみ袋には、必ず町名とステーション番号を記入してください

○収集日以外は絶対に出さないでください

○多量のごみは、分けて出すか直接処理施設に搬入してください

○事業所や営業所のごみはステーションへは出せません。直接搬入するか、許可事業者へ依頼してください

※「家庭ごみ収集カレンダー」や「保存版家庭ごみの分け方・出し方」を参考にしてください

## 10月1日(木)から国民健康保険被保険者証が新しくなります

10月1日(木)から国民健康保険の被保険者証(保険証)が更新されます。現在使用中の保険証は9月30日(水)まで有効です。

新しい保険証は9月下旬までに世帯主へ郵送します。郵送を希望しない場合は、市役所窓口で交付しますので、9月11日(金)までにご連絡ください。

国保税を納めていない人には、納税相談を行った上で保険証をお渡しする場合があります。

特別の事情もなく長期にわたり国保税を滞納している場合は、短期被保険者証、または資格証明書を交付します。短期被保険者証は一般の保険証と同じ効力ですが、通常1年間の有効期間が6カ月間になります。

資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることの証明書で、医療費の自己負担割合が10割となります。

**臓器提供意思表示と保護シール**

保険証の裏面は臓器提供についての意思を記載できるようになっています。記入した情報を保護するためのシールを市民課国保年金係にて配布しますので、希望する人はお越しください。

**年金から特別徴収された場合と口座振替により納付された場合の社会保険料控除の取り扱い**

所得税と個人住民税における社会保険料控除は、後期高齢者医療保険料と国保税の納付の方法によって適用される人が変わります。年金からの特別徴収の場合は、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。口座振替により保険料(税)を納付した場合は、実際に納付した人の社会保険料控除として適用されます。

**問い合わせ**　市民課国保年金係☎内線3134、白沢支所生活係☎内線3131、利根支所生活係☎内線4141へ

（裏面）

注意事項　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
備考
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、脳死後及びその臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
（1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
（ 特記欄：　　）
署名年月日：　年　月　日
本人署名(自筆)：　　家族署名(自筆)：

（表面）

国民健康保険被保険者証　有効期限 平成 28年 9月 30日
記号 沼 番号 □□□□□□□□
氏名 小松 姫【見本】
生年月日 昭和 △△年 △△月 △△日 性別 女
資格取得年月日 平成 △△年 △△月 △△日
世帯主名 小松 姫
住所 群馬県沼田市西倉内町594番地 沼田城内
交付年月日 平成 27年 10月 1日
保険者番号 100065
保険者名 沼田市
群馬県沼田市西倉内町780番地
電話 (0278)23−2111
沼田市印

## 119番の受付場所が変わります

10月6日(火)から、利根沼田広域消防本部で受け付けしている119番通報は、高崎市八千代町の高崎市等広域消防局内に新しく設置される「たかさき消防共同指令センター」に変わります。119番通報の方法は、今までと変わりませんが、複数の市町村からの119番通報を受け付けますので、通報時は沼田市名から伝えてください。

「たかさき消防共同指令センター」では、県北西部を管轄する6消防本部の119番通報の受信や消防車・救急車の無線統制などの消防指令業務を共同で運用します。最新の情報通信機器の活用により通報から現場到着までの時間を短縮し、火災などの被害の軽減と傷病者の救命率の向上を図ります。

また、指令業務の運用開始に伴い、災害テレホンサービスの電話番号も0180(992)225に変更となります。

**問い合わせ**　利根沼田広域消防本部警防課通信室☎㉒0119へ

## 第10回いきいき筋トレ大会&第7回認知症予防フェスタinぬまた

高齢者が自分らしく生き生きと、住み慣れた地域で暮らすために大切な「転倒予防(寝たきり予防)」と「認知症予防」をテーマに、各種講演や実演、展示などを行います。

**とき**　10月3日(土)午前9時30分～午後2時30分

**ところ**　保健福祉センター

**内容**　地区筋トレ長期継続団体表彰、地区筋トレ活動発表、口腔チェック、マッサージ治療体験、脳年齢チェック、認知症予防カレーの試食など

**問い合わせ**　高齢福祉課介護予防係(東原庁舎内)☎内線7722へ

## 年金の窓口から お知らせ

### 国民年金付加保険料

国民年金の第1号被保険者や60歳以上70歳未満の任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることで、将来、より多くの老齢基礎年金を受けることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。付加年金の計算式は次のとおりです。

**計算式**　付加年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

国民年金基金に加入している人や免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることはできません。

付加年金の加入を希望する人は、市役所市民課国保年金係、白沢・利根支所生活係にて手続きができます。

**問い合わせ**　渋川年金事務所国民年金課☎0279㉒1607へ